

Press Release

報道関係者各位

令和3年10月6日

藤本会計パートナー

「同じ釜の飯を食う？」お米の配給で社内コミュニケーションを維持

大喜利休暇や失恋休暇などのユニークな福利厚生制度で注目を集める藤本会計パートナー（本社：三重県桑名市 代表税理士：藤本純）は、社内のちょっとした幸せがある度に、**社員にお米を配給する新たな福利厚生制度を開始します。**

毎月末に期限を迎える法人決算申告が全て完了したとき、確定申告の繁忙期が終わったとき、難しい課題が解決したときなど、ちょっとした社内の幸せが生じたときに、玄米500gを精米して配布します。（テレワーク勤務の場合は、精米したお米を郵送、ときには社長もしくは担当部署の上長が直接ご自宅にお米を宅配します）

新年会、忘年会、歓迎会などが減り社内的一体感を感じにくい状況が続いている。 「同じ釜の飯を食う」ということわざとは少し異なりますが、社員家族と**同じお米を食べること**により少しでもコミュニケーションを確立し、一体感を維持していきます。



■取り組みのきっかけ

日本人一人当たりの米の消費量はピーク時118kgから53kgになったと言われており、それに伴い農業就業人口も減少し、後継者問題が深刻化しています。

弊社では、市内で担い手のいなくなった田んぼを借り受け米づくりを継続している地元農家より**通常の卸売り価格より1割ほど高い金額で玄米を買い取り**、それを精米して販売しております。さらに売上の1割を地域のために使用する基金にあて、地産地消と地域支援が繰り返される社会を目指しています。

■当社の福利厚生制度の一例

ユニークな休暇制度で全社員が有給休暇 100%消化達成を継続中

- ・スクールイベント休暇
- ・失恋休暇（20代未満は1日、30代以上は2日）
- ・子離れ休暇（息子及び娘が恋人を連れてきた翌日）
- ・大喜利休暇（社員の過半数が笑ったら休んでOK）
- ・勝負日休暇（恋愛、家族などの自分の中の勝負の日）
- ・PTA活動休暇
- ・プレミアムフライデー（閑散期の最終金曜日の終業前3時間）
- ・裁判員裁判
- ・資格試験休暇（験日前3営業日）



■会社概要

藤本会計パートナー

代表税理士：藤本純

設立：2012年7月1日

事業内容：税理士業

URL：<https://zaimukomon.com/>

■お問い合わせ先

本件の取材に関するお問い合わせは下記へ

藤本会計パートナー 代表税理士 藤本純

住所：〒511-0061

三重県桑名市寿町3丁目11番地

TEL：0594-87-6112

Mail：fujimoto@zaimukomon.com